

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 本学における各種リスクの分析及び管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 本学の危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する<u>こと。</u></p> <p>(11) <u>総長の行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。</u></p> <p>(12) その他他の部、課及び室の所掌に属しない事務を処理する<u>こと。</u></p> <p><u>(法務・コンプライアンス課)</u></p> <p>第3条 <u>法務・コンプライアンス課</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) 訟務に関する<u>こと。</u> (2) 情報公開に関する<u>こと。</u> (3) 個人情報の保護に関する<u>こと。</u> (4) <u>公益通報に関すること。</u></p> <p><u>(事務改革推進室)</u></p> <p>第4条 <u>事務改革推進室</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事務組織の改革及び事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(人事課)</p> <p>第5条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(11) (略)</p> <p>(12) 職員の任免等に関する<u>こと。</u></p> <p>(13) 職員の給与の決定、支給等に関する<u>こと。</u></p> <p>(14) 退職手当に関する<u>こと。</u></p> <p>(15) 源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に関する<u>こと。</u></p> <p>(16) 住民税に関する<u>こと。</u></p> <p>(17) 共済組合に関する<u>こと。</u></p> <p>(18) 勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関する</p>	<p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(7) } <u>(8)事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(9) } (10) } (同 左) (11) }</p> <p>(12) (同 左)</p> <p><u>(法務室)</u></p> <p>第3条 <u>法務室</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) } (2) } (同 左) (3) }</p> <p><u>(広報課)</u></p> <p>第4条 <u>広報課</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>大学のホームページ及びソーシャルメディアに関すること。</u></p> <p>(3) <u>広報刊行物の編集及び発行に関すること。</u></p> <p>(4) <u>本学の総合案内に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他広報に関すること。</u></p> <p>(人事課)</p> <p>第5条 } (同 左) (1)～(11) } <u>(12) 事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(13) } (14) } (同 左) (15) } (16) }</p> <p>(17) } (18) } (19) }</p>

改正前	改正後
<p>ること。</p> <p><u>(19) 社会保険及び雇用保険に関すること。</u></p> <p><u>(20) 職員のレクリエーションに関すること。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第3章 企画・情報部 (企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) その他企画、情報等に関する事務で<u>広報課、国際交流課、情報推進課及び情報基盤課の所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p><u>(広報課)</u></p> <p>第9条 広報課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 大学のホームページ及びソーシャルメディアに関すること。</u></p> <p><u>(3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(4) 本学の総合案内に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他広報に関すること。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第8章 その他</p> <p><u>第28条</u> 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長が定める。</p>	<p><u>(20)</u> } (同 左)</p> <p><u>(21)</u> } (同 左)</p> <p><u>(22) 男女共同参画に関すること。</u></p> <p>第3章 企画・情報部 (企画課)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>(1)～(11) } (同 左)</p> <p>(12) その他企画、情報等に関する事務で国際交流課、情報推進課及び情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>第9条 削除</p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第27条 (同 左)</p> <p>第8章 監査担当事務室 (監査担当事務室)</p> <p><u>第28条</u> 監査担当事務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 内部監査に関すること。</u></p> <p><u>(2) 監事監査の支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公益通報に関すること。</u></p> <p>第9章 その他</p> <p><u>第29条</u> 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長又は<u>監査担当事務室長</u>が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>